

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A 2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度必要)		1月につき
A 2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		同一建物に居住する利用者等(※)に対する減算 × 90%	1,172	1,055
A 2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度必要)		39	1日につき
A 2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		同一建物に居住する利用者等(※)に対する減算 × 90%	35	
A 2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度必要)	2,342	1月につき
A 2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		同一建物に居住する利用者等(※)に対する減算 × 90%	2,108	
A 2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度必要)		77	1日につき
A 2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		同一建物に居住する利用者等(※)に対する減算 × 90%	69	
A 2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回程度を超える利用が必要)	3,715	1月につき
A 2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		同一建物に居住する利用者等(※)に対する減算 × 90%	3,344	
A 2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2 (週2回程度を超える利用が必要)		122	1日につき
A 2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		同一建物に居住する利用者等(※)に対する減算 × 90%	110	
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算	1日につき
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算	1日につき
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日			所定単位数の5%加算	1日につき
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	1月につき
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携 加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	1月につき
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善 加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算	1月につき
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算	
A 2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算	
A 2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算	
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定 処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算	1月につき
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算	

※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以内にサービスを行う場合